

マイナンバーカード交付・申請の 休日窓口を予約制にて開設します

令和6年度固定資産税の課税明細書は 5月に納税通知書と一緒に届けます

マイナンバーカードの交付
付通知書（ハガキ）が届いていて、まだカードを受け取られていない方は、ぜひこの機会をご利用ください。また、マイナンバーカードの申請のお手伝いも行います。

いずれも予約制のため、ご予約のうえ、ご本人が乗り越してください。

●休日窓口

〔日時〕 3月10日（日）

午前9時～11時30分
午後1時30分～4時

〔会場〕 役場住民課

〔予約締切〕 3月6日（水）

◆持ち物

〔交付を受ける方〕

交付通知書（ハガキ）・
通知カード・本人確認書類
（15歳未満の方、または成年被後見人に同行する法定代理人も同様に必要な）・住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）

〔申請をされる方〕

QRコード付き個人番号
カード交付申請書

*引越など申請書の内容が変更になった方や申請書をなくした方は、住民課で申請書を再発行しますので、本人確認書類をお持ちください。

※予約、問い合わせは、
住民課 ☎83・2182



転出届はマイナポータルから

転出する際に手続きが必要な転出届は、電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちで、国内へ引越しをする方は、マイナポータルを通じてオンラインによる提出が可能です。

このサービスを利用する方は、転出にあたり役場への来庁が原則不要となります。

マイナポータルを通じて
転出届の提出をした後は、
別途、転入先市区町村の窓
口で転入届などの手続きが必
要です。

*詳細は、
デジタル庁の
ホームページ
をご覧ください。



※問い合わせは、住民課
☎83・2182

納税者みなさんのご理解
とご協力をお願いします。

※問い合わせは、住民課
☎83・2190

年金のお知らせ

◇国民年金保険料学生納付
特例制度のご案内と申請に
ついて

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上）に在学する学生などで、ご本人の所得が

の計算式で計算した金額以下であることが条件です。
〔所得の目安〕

128万円＋〔扶養親族等の数×38万円〕

学生納付特例の承認期間は、4月から翌年3月までとなります。令和5年度に保険料納付を猶予されている方で、次年度も引き続き在学予定の方へ、3月末に基礎年金番号などが印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書が送られてきます。

同一の学校に在学されている方で、引き続き制度の申請を希望される場合は、必要事項を記入のうえ、ご返送ください。

なお、令和6年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望する場合は、納付書を作成しますので、青梅年金事務所へお問い合わせください。
※問い合わせは、青梅年金事務所 ☎30・3410
住民課 ☎83・2182